

## 新居浜市ボランティア・市民活動センター登録規程

### （目的）

第1条 新居浜市内のボランティア・市民活動を行う個人、団体及び法人に対し、誰でも、いつでも、どこでも気軽に活動に参加できる環境や機会を提供するために登録を行うものとし、登録に関し必要な事項はこの規程の定めるところによるものとする。

### （登録要件）

第2条 次のいずれにも該当する個人、団体及び法人であること。

- （1）NPO法に定められた分野（別紙）で活動をしており、不特定多数のものの利益の増進のため、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない活動をしていること。
- （2）新居浜市内に事務所を有すること。又は主に新居浜市内で活動していること。
- （3）政治活動、宗教活動、選挙活動を目的としないこと。
- （4）暴力団もしくはその構成員の統制下でないこと。
- （5）最低限の情報開示（「登録用紙」への記入）ができること。

### （登録種別）

第3条 登録は次の3種とする。

- （1）個人登録
- （2）団体登録（構成員が2名以上であること）
- （3）法人登録

### （登録方法）

第4条 新たに登録をする個人、団体及び法人は次のものを新居浜市ボランティア・市民活動センター（以下、「センター」という）に提出し、登録の申込みを行う。

- （1）登録用紙 {個人登録用紙（様式1）、団体、法人登録用紙（様式2）}
- （2）会員名簿（団体、法人のみ）
- （3）設立趣旨書
- （4）定款の写し、またはこれに代わるもの（会則等）
- （5）昨年度（もしくは直近終了年度）の事業報告書、決算書
- （6）当年度（もしくは直近の年度）の事業計画書、予算書
- （7）定期刊行物（会報、情報誌等）
- （8）会の活動紹介資料（パンフレット等）

（3）～（8）については、登録団体が作成している場合のみ提出をする。  
提供資料は返却しないものとする。

### （登録期間）

第5条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、期間中に登録をした場合であっても、有効期間は3月31日までとする。

(登録の変更)

第6条 登録事項に変更があった場合は、その旨を速やかにセンターに連絡しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 登録した個人、団体及び法人(以下、「登録者」という)がいずれかに該当する場合、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行った場合。
- (3) 登録者から登録抹消の申出があった場合。
- (4) その他センター長が登録に不適切であると判断した場合。

(登録者への支援)

第8条 センターは、ボランティア、市民活動の推進を図るため、登録者に対し次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって登録者の活動に支障をきたす場合はこの限りではない。

- (1) ボランティアコーディネート
- (2) 情報収集、提供  
(センターホームページへの掲載、ボランティア in にいはまへの掲載、掲示板の利用、E-mail での情報提供等)
- (3) 貸室利用  
(ボランティア研修室、ボランティア作業室前室、ボランティア作業室和室、福祉団体室、点字ワープロ室、録音編集室)
- (4) コピー機、印刷機の利用
- (5) ボランティア保険の加入促進
- (6) 名札の発行

附 則

- (1) この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(別紙)

NPO 法に定められた分野

- ( 1 ) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ( 2 ) 社会教育の推進を図る活動
- ( 3 ) まちづくりの推進を図る活動
- ( 4 ) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ( 5 ) 環境の保全を図る活動
- ( 6 ) 災害救援活動
- ( 7 ) 地域安全活動
- ( 8 ) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ( 9 ) 国際協力の活動
- ( 10 ) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ( 11 ) 子どもの健全育成を図る活動
- ( 12 ) 情報化社会の発展を図る活動
- ( 13 ) 科学技術の振興を図る活動
- ( 14 ) 経済活動の活性化を図る活動
- ( 15 ) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ( 16 ) 消費者の保護を図る活動
- ( 17 ) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動